主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張を出でない ものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない(本件各文書が刑法一七五条に いわゆる猥褻文書にあたるとした原審の判断は正当である)。また記録を調べても 刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月三〇日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
	健	野	奥	裁判官